

## 第8期第7回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月27日(月) 午後3時00分から午後3時28分

2. 開催場所 むかわ町産業会館第3会議室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(2名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	△	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	△	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	藤井 智子	○	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第7 報告第5号 農地法第41条第1項に基づく通知に関する件

第8 報告第6号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

### 6. 農業委員会事務局職員

本 庁—事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香、主任 佐々木 理人

穂別支局—支局長 宮村 敦嗣、主事補 高尾 悠貴

### 7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会 長

【会長挨拶】

議 長

それでは、総会に入ります。本日の出席委員は25名です。欠席は、6番・柴田委員、13番・中田委員の2名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第7回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、15番・田代委員、16番・林委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。

◎

(異議なし)

議 長

それでは、両名に決定をいたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告6件、議案2件の合わせて8件です。従って、会期は本日一日にしたいと思っておりますよろしいでしょうか。

◎

(異議なし)

議 長

異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりにありますので、御了承願います。

次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 任

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計で6件12筆、面積は全部で134,904㎡となっています。

1番については、貸主の意向により解約に至ったものです。

2番、3番については、農地の集約化により借主が変更となるため解約になるものです。

4番については、借主の意向により解約に至ったものです。

5番、6番については、農地保有合理化事業により所有者が北海道農業公社となるため解約するものです。

以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。

◎

(異議なし)

議 長

質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題とした

議	長	します。事務局の説明を求めます。
主	任	報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 1月につきましては、議案書に記載のとおり、14日に川西地区委員会、川東地区委員会、10日に穂別地区委員会を開催しております。 川西地区委員会、川東地区委員会、穂別地区委員会で、それぞれ利用集積計画の利用権設定2件について審議した結果、適当と判断しております。 以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第2号について、質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	任	報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。 議案書6ページをお開き願います。 以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議	長	只今の説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
5	番	1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
21	番	3番から5番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
17	番	2番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
議	長	ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第3号について、質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第6 報告第4号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 報告第4号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。議案書は7ページです。  
 以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第4号について、質疑はありませんか。

◎ (異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。  
 続いて、日程第7 報告第5号「農地法第41条第1項に基づく通知に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 報告第5号、農地法第41条第1項に基づく通知に関する件について、ご報告申し上げます。  
 議案書10ページ、11ページになります。  
 令和6年11月総会において報告させていただきました[ ]の所有者が判らず、耕作者が不在である農地として農地法第33条第1項に該当し、令和6年11月8日付けで告示をしていた農地ですが、1月7日付けにて公示期間である2か月が経過したところです。2か月間申し出がない場合、表題のとおり農地法第41条第1項に基づき農地中間管理権の取得のため農地中間管理機構である北海道農業公社へ通知しますが、その通知を令和7年1月8日付けで行っています。  
 今後は農地中間管理機構と北海道において事務処理を行いながら、所有者不明の農地については北海道が農地中間管理機構へ農地中間管理権を、その後、農地中間管理機構から耕作者に対して利用権を与える流れとなる予定で進めていくところです。今後、必要に応じて総会等でお諮りをしていきますのでよろしく申し上げます。  
 以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第5号について、質疑はありませんか。

◎ (異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。  
 続いて、日程第8 報告第6号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 報告第6号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。  
 議案書13ページから16ページに申出書の写しを添付してございます。  
 記載の農地につきましては、公社から耕作者への利用権設定について、令和5年3月と6月の総会でご承認いただいておりますが、耕作者の変更に伴い、

主 査 今回集積計画の作成申出があったものです。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第2号にてご説明申し上げます。  
以上で報告第6号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第6号について、質疑はありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第6号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第9 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 事 補 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書18ページをお開き願います。

1番につきましては、譲受人の要望により売買するものです。

以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

19ページの図面と追加資料で配付しております農地法第3条調査書をご確認願います。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

25 番 1番ついて現地を確認してきましたので、報告します。

が に売買する案件ですが、取得後は牧草等を作付けする計画となっています。

これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。  
続いて、日程第10 議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。なお、本案件中、[ ]が被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、このまま審議に入ります。  
事務局の説明を求めます。

主 事 補 議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書21ページから、所有権移転6件です。

先ほど報告第3号、第4号でご報告いたしました、あっせん、買入協議に伴う所有権移転となっております。所有権の移転時期はいずれも令和7年1月29日となっております。

続きまして29ページから、利用権設定4件です。

1番、2番につきましては、先ほど報告第1号でご報告いたしましたが、農地の集約化のため解約し、借主の変更に伴う賃貸借です。

3番、4番につきましては、被設定人の要望により、賃貸借するものです。

続きまして、議案書34ページをお開き願います。

農地中間管理事業による利用権設定です。

1番、2番につきましては、[ ]の農地を[ ]が農地中間管理機構から賃貸を受け耕作するものです。

農地中間管理機構の借入、貸付を市町村の公告による農用地利用集積計画を用いて行う集積計画一括方式での利用権設定となります。

以上、所有権移転6件22筆、利用権設定4件15筆、農地中間管理事業による利用権設定2件2筆ですが、この計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

図面につきまして、所有権移転関係は23ページから28ページに、利用権設定関係は30ページから33ページ、農地中間管理事業による利用権設定は35ページに添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。  
説明に対する質疑はありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することに、ご異議ありま

議 長 せんか。

◎ (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。  
せんか。

◎ (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。  
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。